

## 政務活動費の各支出項目における使途基準

平成25年3月に、それまでの政務調査費が政務活動費に改正され、具体的な使途については、条例で定めることとされました。

本市議会では、政務活動費の使途については、荒尾市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項別表に基づいております。

各支出項目の使途基準は以下の通りとなっております。

### ◎ 調査研究費

#### ◆使途基準

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

(資料印刷費、調査委託費、文書通信費、燃料費、交通費、宿泊費等)

### ◎ 研修費

#### ◆使途基準

議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費。

※研修会は、議員もしくは会派の調査研究活動の関連性及び市政との関連性がある場合に限る。

(会場費、講師謝金、文書通信費、参加費、交通費、宿泊費等)

### ◎ 広報費

#### ◆使途基準

議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

(広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費等)

### ◎ 広聴費

#### ◆使途基準

議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

(会場費、資料印刷費、茶菓子代、文書通信費等)

◎ 要請・陳情活動費

◆ 使 途 基 準

議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費  
(資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費)

◎ 会 議 費

◆ 使 途 基 準

議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費  
(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

◎ 資 料 作 成 費

◆ 使 途 基 準

議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費  
(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

◎ 資 料 購 入 費

◆ 使 途 基 準

議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費  
(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

◎ 人 件 費

◆ 使 途 基 準

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費  
(給料、手当、賃金等)

◎ 事 務 所 費

◆ 使 途 基 準

議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費  
(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代)

◎通信費

◆使途基準

議員が行う活動に必要な通信、連絡等に要する経費

(携帯電話料金、携帯タブレット通信料、インターネットプロバイダ料等)